

宮崎県地域防災計画

新旧対照表(案)

令和2年度宮崎県地域防災計画 新旧対照表（案）

第1編 総論

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～28 （略） 29 九州電力株式会社（宮崎支社） （災害予防） (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） (2) 災害時における電力の供給確保に関すること （災害復旧） (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～28 （略） 29 九州電力株式会社（宮崎支店）及び九州電力送配電株式会社（宮崎支社） （災害予防） (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） (2) 災害時における電力の供給確保に関すること （災害復旧） (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>	<p>・九州電力株式会社の分社化に伴う修正</p>

第1編 総論

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正 1～5 （略） 【新 規】</p>	<p>第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正 1～5 （略） 6 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第1款 道路等交通関係施設の整備と管理</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 道路施設</p> <p>【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路防災拠点施設の整備</p> <p><u>災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」等の整備を図る。</u></p> <p>第2款 ライフライン施設の機能確保</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 電力施設の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">【新 規】</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の組織体制整備</p>	<p>第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第1款 道路等交通関係施設の整備と管理</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 道路施設</p> <p>【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道の駅の防災機能強化</p> <p><u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p> <p>第2款 ライフライン施設の機能確保</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 電力施設の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等における電力施設</p> <p>【病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者】</p> <p><u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>【県】</p> <p><u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第2款 活動体制の整備</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の組織体制整備</p> <p>【県・市町村】</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

【新規】

2～4 (略)

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】(略)

【市町村】(略)

【新規】

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【県、市町村】

市町村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

さらに県は、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

(3) (略)

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】(略)

【消防機関】(略)

【新規】

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援するものとする。

さらに、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

2～4 (略)

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】(略)

【市町村】(略)

【県・市町村】

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【県、市町村】

市町村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

さらに県は、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

(3) (略)

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】(略)

【消防機関】(略)

【県】

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2項 対策

- 1 (略)
 - 2 消防力の充実強化
- (1) (略)
 - (2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

第4款 医療救護体制の整備

第2項 対策

- 1 (略)
 - 2 DMAT（災害派遣医療チーム）、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT（災害時健康危機管理チーム）及びドクターヘリの体制整備
- (1) (略)
 - (2) 災害医療コーディネーターの体制整備

全国各地から派遣される災害急性期から中長期の医療チームの派遣調整等を円滑に行うため、二次医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を複数名配置する。今後、更なる人員体制の強化や各種訓練・研修等により制度の充実を図る。

第8款 避難収容体制の整備

第2項 対策

- 1 避難計画等の策定と避難対象地区の指定
- (1) ～(2) (略)

築しておくよう努めるものとする。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2項 対策

- 1 (略)
 - 2 消防力の充実強化
- (1) (略)
 - (2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

県では、本県における消防の連携・協力の実現のため、「宮崎県市町村消防広域化推進計画」に掲げる県域一の消防指令業務の共同化を目指し、市町村等と検討・協議し、その実現を図る。

第4款 医療救護体制の整備

第2項 対策

- 1 (略)
 - 2 DMAT（災害派遣医療チーム）、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT（災害時健康危機管理チーム）及びドクターヘリの体制整備
- (1) (略)
 - (2) 災害医療コーディネーターの体制整備

災害時に、県、保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、県保健医療調整本部、保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、「災害医療コーディネーター」を複数名確保する。今後、更なる人員体制の強化や各種訓練・研修等により制度の充実を図る。

第8款 避難収容体制の整備

第2項 対策

- 1 避難計画等の策定と避難対象地区の指定
- (1) ～(2) (略)

・最近の取組を踏まえた修正

・令和3年2月10日付で改正した宮崎県災害医療コーディネーター設置要綱を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

【新規】

2～3 (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

第10款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第2項 対策

1～2 (略)

3 備蓄推進のための取組

【県・市町村】

(1) (略)

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

(4) 避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2～3 (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、過密抑制などの防災対策を実施し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

第10款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第2項 対策

1～2 (略)

3 備蓄推進のための取組

【県・市町村】

(1) (略)

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートの多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 県及び各市町村での情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2項 対策

1 市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

(略)

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備を推進するものとする。

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第2項 対策

1 県民に対する防災知識の普及

(1) ～(2) (略)

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートの多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 国、県及び各市町村での情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2項 対策

1 市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

(略)

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第2項 対策

1 県民に対する防災知識の普及

(1) ～(2) (略)

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

また、避難先は避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・コロナ禍における避難行動の効果的な方法について追記

(略)

な避難のあり方を啓発するとともに、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発を実施する。

なお、啓発の方法は以下のとおりとする。

(略)

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 医療救護活動 第2款 DMA T等による医療救護活動の実施 1～2 (略) 3 災害医療コーディネーターによる活動 災害医療コーディネーターは、<u>超急性期から急性期に移行するフェーズにおいて、被災地の災害拠点病院や災害対策本部等に出務し、災害の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう助言するとともに、医師や看護師等の医療スタッフの配置や、患者の収容先医療機関の確保等の調整を行う。</u> <u>また、被災地外からJMAT等、医療救護班が派遣された時には、被災地内の医療情報等を収集・分析し、医療救護班を配置する。</u></p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2款 陸上輸送体制の確立 第2項 対策 1～2 (略) 3 道路(緊急輸送道路)の応急復旧 (1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">【新 規】</p>	<p>第5節 医療救護活動 第2款 DMA T等による医療救護活動の実施 1～2 (略) 3 災害医療コーディネーターによる活動 災害医療コーディネーターは、<u>県保健医療調整本部等が設置されたときに出務し、県等が行う災害医療施策に対して医療の専門的見地からの助言や、被災地等における保健医療ニーズの把握及び分析、保健医療活動チーム等の受入及び派遣の調整等を行う。</u></p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2款 陸上輸送体制の確立 第2項 対策 1～2 (略) 3 道路(緊急輸送道路)の応急復旧 (1)～(5) (略) <u>(6) 災害における交通マネジメント</u> 【九州地方整備局、道路管理者】 ア 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、<u>交通需要マネジメント(※1)及び交通システムマネジメント(※2)からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下、「検討会」という。)」を組織する。</u> イ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。 ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、<u>検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力をを行う。</u> エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくことともに、<u>連携強化のための協議等を行うものとする。</u> ※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など</p>	<p>・令和3年2月10日付で改正した宮崎県災害医療コーディネーター設置要綱を踏まえた修正</p> <p>・令和元年7月、道路の耐災害性強化に向けた有識者会議において、「常時から交通マネジメントに係る統括的な組織を構築」することの必要性が示されたことに伴う修正</p>

第7節 燃料の確保活動

第1款 燃料の優先供給

第2項 対策

1 県内での燃料供給体制

(1)～(3) (略)

【新規】

第9節 避難収容活動

第2款 避難所の開設、運営

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

【市町村】 (略)

ア 基本事項

(ア) 対象者

a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

b 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)

イ その他

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

第6款 応急住宅の確保

第2項 対策

1 (略)

2 応急仮設住宅の供与・管理

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

(1)～(6) (略)

(7) 応急仮設住宅の管理

ア～エ (略)

の交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑交通を維持する取組

第7節 燃料の確保活動

第1款 燃料の優先供給

第2項 対策

1 県内での燃料供給体制

(1)～(3) (略)

(4) 市町村間の調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

第9節 避難収容活動

第2款 避難所の開設、運営

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

【市町村】 (略)

ア 基本事項

(ア) 対象者

a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

b 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人、ホームレスを含む)

イ その他

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第6款 応急住宅の確保

第2項 対策

1 (略)

2 応急仮設住宅の供与・管理

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

(1)～(6) (略)

(7) 応急仮設住宅の管理

ア～エ (略)

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

【新規】

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動
第3款 生活必需品の供給
第2項 対策
1 (略)
2 生活必需品の給(貸)与
(1)～(7) (略)

【新規】

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動
第1款 保健衛生対策の実施
第2項 対策
1 健康対策の実施
(1)～(3) (略)

【新規】

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施
第2項 対策
1～2 (略)
3 愛護動物の救護の実施
(1)～(3) (略)

【新規】

第3款 災害廃棄物処理

オ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮すること。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動
第3款 生活必需品の供給
第2項 対策
1 (略)
2 生活必需品の給(貸)与
(1)～(7) (略)

【県・市町村】

(8) 国への要請

被災地方公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動
第1款 保健衛生対策の実施
第2項 対策
1 健康対策の実施
(1)～(3) (略)

(4) 巡回歯科相談の実施

ア 県及び市町村は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

イ 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

ウ 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施
第2項 対策
1～2 (略)
3 愛護動物の救護の実施
(1)～(3) (略)

(4) 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

【県・市町村】

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

第3款 災害廃棄物処理

・防災基本計画に記載の内容を踏まえた修正。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・保健医療調整本部には歯科医師チームが含まれていることを踏まえた修正

・防災基本計画に記載の内容を踏まえた修正。

<p>第2項 対策</p> <p>1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作業体制の確保</p> <p>【市町村】 (略)</p> <p style="text-align: right;">【新 規】</p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>第1款 ライフライン途絶時の代替対策</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ガス停止時の代替措置</p> <p>【宮崎ガス株式会社】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 緊急施設及び主要避難所に対し、移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。</p> <p>4 電力停止時の代替措置</p> <p>【九州電力株式会社(宮崎支社)】 (略)</p> <p style="text-align: right;">【新 規】</p>	<p>第2項 対策</p> <p>1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作業体制の確保</p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>【<u>県・市町村</u>】</p> <p><u>県及び市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>第1款 ライフライン途絶時の代替対策</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ガス停止時の代替措置</p> <p>【宮崎ガス株式会社】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>病院や老健施設等の緊急施設及び主要避難所をリスト化し、移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。</u></p> <p>4 電力停止時の代替措置</p> <p>【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】 (略)</p> <p>【<u>県、電気事業者等</u>】</p> <p><u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・宮崎ガス株式会社の取組に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	--

第2編 共通対策編
第4章 災害復旧・復興計画

現 行	修 正 案	備 考																																										
<p>第4節 被災者の生活再建等の支援 第2款 生活確保資金の融資等 第2項 対策 1～5 (略) 6 被災者生活再建支援制度 【被災者生活再建支援法人(財団法人道道府県会館内)】 「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その<u>自立した生活の開始</u>を支援する。 (1) 対象となる自然災害 (略) (2) 支給対象世帯 ア～エ (略)</p> <p style="text-align: center;">【新 規】</p> <p>(3) 支援金の支給額 支給額は、次の2つの支援金(基礎支援金、加算支援金)の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)</p> <p>①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="125 930 920 1042"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (2)アに該当</th> <th>解体 (2)イに該当</th> <th>長期避難 (2)ウに該当</th> <th>大規模半壊 (2)エに該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="125 1106 920 1206"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)</p>	住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>第4節 被災者の生活再建等の支援 第2款 生活確保資金の融資等 第2項 対策 1～5 (略) 6 被災者生活再建支援制度<u>(国)</u> 【被災者生活再建支援法人(公益財団法人道道府県会館内)】 「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その<u>生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する</u>。 (1) 対象となる自然災害 (略) (2) 支給対象世帯 ア～エ (略) <u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</u></p> <p>(3) 支援金の支給額 支給額は、次の2つの支援金(基礎支援金、加算支援金)の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)</p> <p>①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="976 930 1859 1042"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (2)アに該当</th> <th>解体 (2)イに該当</th> <th>長期避難 (2)ウに該当</th> <th>大規模半壊 (2)エに該当</th> <th>中規模半壊 (2)オに該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="1039 1106 1794 1369"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(支給額)</u> 全壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・ (2)ア～エに該当</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊 (2)オに該当</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)</p>	住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	二	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	<u>(支給額)</u> 全壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・ (2)ア～エに該当	200万円	100万円	50万円	中規模半壊 (2)オに該当	100万円	50万円	25万円	<p>・ 国の制度改正に伴う修正</p>
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当																																								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																									
支給額	200万円	100万円	50万円																																									
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当																																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	二																																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																									
<u>(支給額)</u> 全壊・解体・長期避難・ 大規模半壊・ (2)ア～エに該当	200万円	100万円	50万円																																									
中規模半壊 (2)オに該当	100万円	50万円	25万円																																									

<p>7 宮崎県・市町村災害時安心基金 (略)</p> <p>8 罹災証明の交付</p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>【県】</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p>	<p>7 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度</p> <p>【県、市町村】</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。</p> <p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>6と同じ</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p>6と同じ</p> <p>8 宮崎県・市町村災害時安心基金 (略)</p> <p>9 罹災証明の交付</p> <p>【市町村】 (略)</p> <p>【県】</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p>	<p>・新たな制度創設に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

第3編 地震災害対策編
第1章 地震の想定と震災対策

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 災害情報の収集・連絡 第2項 対策 1 地震情報等の連絡 (1)～(2) (略) (3) 緊急地震速報 ア (略) イ 緊急地震速報の伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。 消防庁は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、地方公共団体等に伝達するものとする。 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報 ア (略) イ 南海トラフ地震臨時情報に付与するキーワード 南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つがある。</p> <table border="1" data-bbox="118 1155 931 1353"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 第1款 災害情報の収集・連絡 第2項 対策 1 地震情報等の連絡 (1)～(2) (略) (3) 緊急地震速報 ア (略) イ 緊急地震速報の伝達 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。 消防庁は、<u>気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</u> 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。 <u>市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報 ア (略) イ 南海トラフ地震臨時情報に付与するキーワード 南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つがある。</p> <table border="1" data-bbox="981 1155 1839 1431"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、<u>想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっ</u></td> </tr> </tbody> </table>	キーワード	各キーワードを付記する条件	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、 <u>想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっ</u>	<p>・防災基本計画に記載の内容を踏まえた修正。</p> <p>・気象庁ホームページの内容に合わせた修正。</p>
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合									
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合									
キーワード	各キーワードを付記する条件									
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生 ・1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、 <u>想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっ</u>									

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上、マグニチュード8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

	くりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※68.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されていま

第3節 宮崎県における地震被害
(略)

【新規】

す。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

第3節 宮崎県における地震被害
(略)

表1-1 本県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地名 [地震名]	規模	被害概要
1	1662/10/31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769/ 8/29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899/11/25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903/10/11(明治 36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913/ 4/13(大正 2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929/ 5/22(昭和 4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931/11/ 2(昭和 6)	日向灘	7.1	死者1、負傷者 29、全壊4、半壊 10、一部破損多数
8	1939/ 3/20(昭和 14)	日向灘	6.5	死者 1、負傷者 1、全壊 1、一部破損多
9	1941/11/19(昭和 16)	日向灘	7.2	負傷者 5、全壊 1、一部破損多数
10	1946/12/21(昭和 21)	紀伊半島沖 「昭和南海 地震」	8	負傷者 5、半壊 3、家屋浸水 1,165
11	1948/ 5/ 9(昭和 23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960/ 5/24(昭和 35)	チリ地震 津 波	8.5	床上浸水 168 戸、床下浸水 145 戸、船舶被害 32 隻
13	1961/ 2/27(昭和 36)	日向灘	7	死者 1、負傷者 4、全壊 1、半壊 4、一部破損 104

・ 県内の過去の地震被害を追記。

14	1968/ 2/21(昭和 43)	鹿児島県薩摩地方「えびの地震」	6.1	負傷者 35、全壊 451、半壊 896、一部破損 3,597
15	1968/ 4/ 1(昭和 43)	日向灘	7.5	負傷者 15、半壊1、一部損壊9
16	1969/ 4/21(昭和 44)	日向灘	6.5	負傷者 2
17	1970/ 7/26(昭和 45)	日向灘	6.7	負傷者 13、道路決壊 2、山崩れ 4
18	1984/ 8/ 7(昭和 59)	日向灘	7.1	負傷者9、一部損壊 319
19	1987/ 3/18(昭和 62)	日向灘	6.6	死者 1、負傷者 6、一部損壊 432、道路損壊、山崩れ、崖崩れ等
20	2016/ 4/14(平成 28)	熊本県熊本地方	6.5	負傷者8、半壊2、一部損壊 39
21	2016/ 4/16(平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	

表1-2 昭和以降宮崎県内 震度5弱以上の地震観測表
(気象庁地震データベース資料)

地震の発生日	地震の発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	県内最大震度
1929/5/22(昭和 4)	1:35:31	日向灘	59 km	6.9	震度5	震度5
1931/11/2(昭和 6)	19:02:56	日向灘	28 km	7.1	震度5	震度5
1941/11/19(昭和 16)	1:46:26	日向灘	33 km	7.2	震度5	震度5
1961/2/27(昭和 36)	3:10:49	日向灘	37 km	7	震度5	震度5
1968/2/21(昭和 43)	10:44:52	宮崎県南部山沿い	0 km	6.1	震度6※	震度6※
1968/4/1(昭和 43)	9:42:04	日向灘	22 km	7.5	震度5	震度5
1970/7/26(昭和 45)	7:41:10	日向灘	20 km	6.7	震度5	震度5
1987/3/18(昭和 62)	12:36:29	日向灘	48 km	6.6	震度5	震度5
1996/10/19(平成 8)	23:44:41	日向灘	34 km	6.9	震度5弱	震度5弱
1996/12/3(平成 8)	7:17:58	日向灘	38 km	6.7	震度5弱	震度5弱
2016/4/14(平成 28)	21:26:34	熊本県熊本地方	11 km	6.5	震度7	震度5弱
2016/4/16(平成 28)	1:25:05	熊本県熊本地方	12 km	7.3	震度7	震度5強
2019/5/10(令和元)	8:48:42	日向灘	25 km	6.3	震度5弱	震度5弱

※震源域付近の推定震度

【新規】

・県内で過去震度5弱以上観測した地震を追記。

第4節 想定地震と被害想定

第4款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

1 (略)

2 被害想定概要

(1)～(2) (略)

(3) 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府(2012)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース①)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

(最大震度及び最大津波高)

最大震度	最大津波高
震度7	1.7m

(被害想定)

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害(全壊棟数)	約83,000棟	約89,000棟	約88,000棟
人的被害(死者数)	約42,000人	約35,000人	約28,000人

第4節 想定地震と被害想定

第4款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

1 (略)

2 被害想定概要

(1)～(2) (略)

(3) 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府(2012)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース①)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

(最大震度及び最大津波高)

最大震度	最大津波高
震度7	1.7m

(被害想定)

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害(全壊棟数)	約83,000棟	約80,000棟	約78,000棟
人的被害(死者数)	約42,000人	約15,000人	約14,000人

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

○ライフライン被害

表－想定ケース①によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1ヶ月後	対象数
① 上水道(断水人口)	約 105 万人	約 69 万人	約 25 万人	約 109 万人
② 下水道(支障人口)	約 64 万人	約 33 万人	約 30 万人	約 68 万人
③ 電力(停電件数)	約 53 万軒	約 5 万軒		約 59 万軒
④ 通信(固定電話不通回線数)	約 34 万回線	約 5 万回線	約 3 万回線	約 37 万回線
⑤ 都市ガス(供給停止戸数)	約 3 万戸	約 2 万戸	—	約 8 万戸

注) —：わずか

表－想定ケース②によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1ヶ月後	対象数
① 上水道(断水人口)	約 106 万人	約 71 万人	約 24 万人	約 109 万人
② 下水道(支障人口)	約 64 万人	約 24 万人	約 20 万人	約 68 万人
③ 電力(停電件数)	約 54 万軒	約 4 万軒		約 59 万軒
④ 通信(固定電話不通回線数)	約 34 万回線	約 4 万回線	約 2 万回線	約 37 万回線
⑤ 都市ガス(供給停止戸数)	約 3 万戸	約 2 万戸	—	約 8 万戸

注) —：わずか

○交通施設被害

表－想定ケース①による交通施設被害結果

項目	被害	対象数
① 道路施設	約 1,400 箇所	約 14,000km
② 鉄道施設	約 660 箇所	約 320km
③ 港湾施設	岸壁	約 32 箇所
	その他係留施設	約 108 箇所
④ 漁港施設	岸壁	約 37 箇所
	その他係留施設	約 100 箇所

○ライフライン被害

表－想定ケース①によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1ヶ月後	対象数
① 上水道(断水人口)	約 103 万人	約 68 万人	約 24 万人	約 107 万人
② 下水道(支障人口)	約 67 万人	約 35 万人	約 32 万人	約 71 万人
③ 電力(停電件数)	約 58 万軒	約 5.9 万軒		約 64 万軒
④ 通信(固定電話不通回線数)	約 31 万回線	約 4.7 万回線	約 2.3 万回線	約 34 万回線
⑤ 都市ガス(供給停止戸数)	約 3.4 万戸	約 2.2 万戸	—	約 8.1 万戸

注) —：わずか

表－想定ケース②によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1ヶ月後	対象数
① 上水道(断水人口)	約 103 万人	約 69 万人	約 23 万人	約 107 万人
② 下水道(支障人口)	約 67 万人	約 25 万人	約 21 万人	約 71 万人
③ 電力(停電件数)	約 59 万軒	約 4.7 万軒		約 64 万軒
④ 通信(固定電話不通回線数)	約 31 万回線	約 3.8 万回線	約 1.8 万回線	約 34 万回線
⑤ 都市ガス(供給停止戸数)	約 3.9 万戸	約 2.6 万戸	—	約 8.1 万戸

注) —：わずか

○交通施設被害

表－想定ケース①による交通施設被害結果

項目	被害	対象数
① 道路施設	約 1,500 箇所	約 15,000km
② 鉄道施設	約 660 箇所	約 320km
③ 港湾施設	岸壁	約 33 箇所
	その他係留施設	約 110 箇所
④ 漁港施設	岸壁	約 38 箇所
	その他係留施設	約 107 箇所

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

表－想定ケース②による交通施設被害結果

項目		被害	対象数
① 道路施設		約 1,400 箇所	約 14,000km
② 鉄道施設		約 720 箇所	約 320km
③ 港湾施設	岸壁	約 43 箇所	61 箇所
	その他係留施設	約 167 箇所	219 箇所
④ 漁港施設	岸壁	約 51 箇所	69 箇所
	その他係留施設	約 158 箇所	206 箇所

○その他の被害

表－想定ケース①によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約 33 万人	約 39 万人	約 38 万人	約 114 万人
②避難所の災害時要援護者	約 5 万人	約 5 万人	約 3 万人	約 25 万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③災害廃棄物等	約 750 万トン	約 390～830 万トン	約 1,100～1,600 万トン	
項目	可能性のある集落	対象数		
④孤立集落	69 箇所	575 箇所		

表－想定ケース②によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約 33 万人	約 40 万人	約 39 万人	約 114 万人
②避難所の災害時要援護者	約 5 万人	約 5 万人	約 3 万人	約 25 万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③災害廃棄物等	約 720 万トン	約 370～790 万トン	約 1,100～1,500 万トン	
項目	可能性のある集落	対象数		
④孤立集落	93 箇所	575 箇所		

表－想定ケース②による交通施設被害結果

項目		被害	対象数
① 道路施設		約 1,500 箇所	約 15,000km
② 鉄道施設		約 720 箇所	約 320km
③ 港湾施設	岸壁	約 44 箇所	62 箇所
	その他係留施設	約 173 箇所	226 箇所
④ 漁港施設	岸壁	約 53 箇所	71 箇所
	その他係留施設	約 164 箇所	214 箇所

○その他の被害

表－想定ケース①によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約 31 万人	約 37 万人	約 36 万人	約 110 万人
②避難所の要配慮者	約 4.3 万人	約 5.2 万人	約 2.4 万人	約 28 万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③災害廃棄物等	約 1200 万トン	約 330 万トン	約 1,500 万トン	
項目	可能性のある集落	対象数		
④孤立集落	71 箇所	577 箇所		

表－想定ケース②によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1ヵ月後	対象数
①避難者	約 30 万人	約 37 万人	約 36 万人	約 110 万人
②避難所の要配慮者	約 4.3 万人	約 5.1 万人	約 2.4 万人	約 28 万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③災害廃棄物等	約 1100 万トン	約 360 万トン	約 1,500 万トン	
項目	可能性のある集落	対象数		
④孤立集落	91 箇所	577 箇所		

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

○経済被害

表－想定ケース①による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 5.3 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 1.1 兆円

表－想定ケース②による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 5.2 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 1.0 兆円

第5節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

第2款 計画の概要

1 減災目標

建物の耐震化率を現行(71%~87%)から90%へ高め、津波からの早期避難率(すぐに避難する人の割合)を20%から70%へ高めることにより人的被害が約35,000人から8,600人に軽減できるほか、避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする。

○経済被害

表－想定ケース①による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 5.0 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 0.9 兆円

表－想定ケース②による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 4.9 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.8 兆円
交通寸断による影響	約 0.9 兆円

第5節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

第2款 計画の概要

1 減災目標

住宅の耐震化率を現行(約80%)から90%へ高め、津波からの早期避難率(すぐに避難する人の割合)を55.5%から70%へ高めることにより人的被害が約15,000人から2,700人に軽減できるほか、土砂災害対策の充実や、津波浸水リスクを考慮した土地利用の推進など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

・令和元年度に実施した宮崎県地震・津波被害想定更新調査の結果を踏まえた修正。

第5編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第2項 対策 1 (略) 2 土砂災害警戒区域の指定等 【県・市町村】 県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。また、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国に報告する。</p> <p>第4款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編） 【新 規】</p> <p>第3節 県民の防災活動の促進 【県・市町村】 (略) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 (略) 【市町村】 県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示</p>	<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第2項 対策 1 (略) 2 土砂災害警戒区域等の指定等 【県・市町村】 県は、的確な土砂災害防止対策を講じるために必要な基礎調査として土砂災害の原因地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等を調査し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。</p> <p>第4款 ライフライン施設の機能確保 共通対策編第2章第1節第2款によるほか、以下のとおりとする。 1 電力施設及び通信施設の整備 【県、電気事業者、電気通信事業者】 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</p> <p>第3節 県民の防災活動の促進 【県・市町村】 (略) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 (略) 【市町村】 県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p>	<p>・本県の基礎調査が令和元年度に完了したことに伴う表現の修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第5編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

(略)

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

(略)

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第6編 火山災害対策編
第3章 火山災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 災害発生直前対策</p> <p>第1款 火山災害に関する情報の伝達</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 噴火警報等の発表と伝達及び通報</p> <p>(1) 噴火警報等の種類</p> <p>①噴火警報・予報</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 噴火予報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</p> <p>②噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。</p> <p>エ 噴火速報</p> <p>噴火速報は、登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して命を守るための行動がとれるよう噴火の発生を知らせる情報である。</p> <p>噴火が発生した場合に噴火の発生事実を、噴火した火山名、噴火発生の日時分と噴火した火山名のみを迅速に発表する。但し、普段から噴火している火山において、普段と同規模の噴火が発生した場合や噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認出来ない場合は発表しない。</p> <p>オ 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の状況や警戒事項を取</p>	<p>第1節 災害発生直前対策</p> <p>第1款 火山災害に関する情報の伝達</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 噴火警報等の発表と伝達及び通報</p> <p>(1) 噴火警報等の種類</p> <p>①噴火警報・予報</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 噴火予報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</p> <p>②噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</p> <p>活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</p> <p>③噴火速報</p> <p>噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p> <p>噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>④火山の状況に関する解説情報</p> <p>鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基</p>	<p>・気象庁の説明に合わせた修正。（その他、所要の修正）</p>

りまとめたもので定期的に発表する。また、火山活動に変化があった場合、「臨時」であることを明記した情報を発表する。

③降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生に関らず定期的に「降灰予報（定時）」を発表する。また、噴火が発生した場合に噴火後速やかに（5～10分）「降灰予報（速報）」、噴火後20～30分で「噴火予報（詳細）」をそれぞれ発表する。

「噴火予報（速報）」は噴火発生後1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を示し、「降灰予報（詳細）」は噴火発生から6時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を発表する。発表基準は、「降灰予報（定時）」を発表している火山では「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表し、「降灰予報（定時）」を発表していない火山では「少量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

④火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑤火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月1回または必要に応じ臨時に発表する。

ウ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、発表時の火山活動の状況、予報事項、警報事項の解説を記載した資料で、毎月1回発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した時に、噴火した火山名や噴火発生時刻および噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑤降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に「降灰予報（定時）」を発表し、18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。また、噴火が発生した場合に噴火後速やかに（5～10分程度）「降灰予報（速報）」、噴火後20～30分程度で「降灰予報（詳細）」をそれぞれ発表する。「降灰予報（速報）」は噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、「降灰予報（詳細）」は噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。発表基準は、「降灰予報（定時）」を発表している火山では「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表し、「降灰予報（定時）」を発表していない火山では「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

⑥火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑦火山現象に関する情報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。